

檜原漁業協同組合内共第 15 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、檜原漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 15 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、いわな、やまめ、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者（以下、「遊漁者」という。）は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第 3 条 第 6 条第 1 項の表に掲げる漁具及び漁法による遊漁以外の遊漁をしてはならない。

2 危険の防止又は漁場の取締りのため、日没から日の出までの間は、遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい、ふな	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
いわな、やまめ	4 月 1 日から 9 月 30 日まで
わかさぎ	1 月 1 日から 3 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 31 日まで

(全長制限)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	10 センチメートル
ふな	7 センチメートル
いわな、やまめ	15 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下又は障害者手帳持参のときは無料とする。

魚 種	漁具及び漁法	遊 漁 料	区 域
全魚種 (こい) (ふな) (いわな) (やまめ) (わかさぎ)	手 釣	1 日 700 円(組合事務所又は取扱所)	小野川湖 全域
	竿 釣	1 日 1,000 円(遊漁現場)	
	ドーム船・屋形船釣		
	船 釣	1 日 1,000 円(組合事務所又は取扱所) 1 日 1,500 円(遊漁現場)	
	手 釣	1 年 12,000 円(組合事務所又は取扱所)	
	竿 釣		
	ドーム船・屋形船釣		
	船 釣		
いわな やまめ	竿 釣	1 シーズン 6,000 円(組合事務所又は取扱所) (4/1～9/30)	小野川湖へ の流入河川

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 檜原漁業協同組合事務所
- (2) 檜原漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定する場所において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

- (1) 氏名、住所
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。